

**砺波市・小矢部市・南砺市
地域生活支援拠点等の整備に関する報告書**

令和3年3月

砺波地域障害者自立支援協議会
地域生活支援拠点整備検討プロジェクトチーム

はしがき

砺波地域における地域生活支援拠点等のあり方について、令和2年度末までの整備を目指し、砺波地域障害者自立支援協議会内にプロジェクトチームを立ち上げ検討を行ってきました。

地域生活支援拠点等の整備について、不足する機能や残る課題もありますが、それらも含めて目標としてきた令和2年度末の整備状況として報告いたします。

目 次

本 編	I 地域生活支援拠点等の整備	1 頁
	II 圏域の基本状況（令和2年4月1日時点）	2 頁
	III 拠点等整備の経過	3 頁
	IV 必要な機能に関する圏域の具体的な対応	6 頁
	V 今後の事業の推進	15 頁
概要版		18 頁
参考資料		別冊

I 地域生活支援拠点等の整備

1 目的

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持つ。

(1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

… 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

(2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備

… 障害者等の地域での生活を支援する。

2 定義

(1) 障害者等の緊急時とは

- ① 日中・夜間を問わず、障害者等が居宅において、その介護を行う者の疾病や冠婚葬祭等その他の理由により、他の親族等の支援も得られず、緊急に介護が受けられない状態
- ② 障害者等の緊急の疾病や体調変化による医療的なケア、強度行動障害等の専門的な対応が必要で、介護者等が対応できない状態
- ③ 障害者虐待等における緊急保護等の緊急対応が必要な状態
⇒ 令和3年度以降、砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）において、緊急時の定義を協議し決定するとともに、共通認識を図る。

(2) 拠点等の機能を担う事業所とは

障害福祉サービス等報酬における拠点等の機能を担う事業所は、事業所の運営規程に拠点等の各種機能を実施することを規定し、市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認め登録したもの

⇒ 令和3年度以降、砺波市、小矢部市及び南砺市（以下「3市」という。）が（仮称）市地域生活支援拠点等事業実施要綱を制定し、拠点等の機能を担う事業所の申請を受け付け、登録する。

Ⅱ 圏域の基本情報（令和2年4月1日現在）

1 人口

128,011人（砺波市48,244人、小矢部市29,727人、南砺市50,040人）

平成27年度 133,894人（砺波市49,292人、小矢部市31,020人、南砺市53,582人）

2 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳保持

5,239人（砺波市1,728人、小矢部市1,261人、南砺市2,278人）

平成27年度 5,828人（砺波市1,857人、小矢部市1,376人、南砺市2,595人）

(2) 療育手帳保持者

1,098人（砺波市401人、小矢部市243人、南砺市455人）

平成27年度 1,056人（砺波市364人、小矢部市235人、南砺市457人）

(3) 精神障害者保健福祉手帳保持者

887人（砺波市289人、小矢部市238人、南砺市360人）

平成27年度 706人（砺波市221人、小矢部市209人、南砺市276人）

3 圏域内事業所数

- ① 基幹相談支援センター 1ヶ所
- ② 委託相談支援事業所 5ヶ所
- ③ 指定特定相談支援事業所 10ヶ所
- ④ 短期入所事業所 10ヶ所
- ⑤ 居宅介護事業所 18ヶ所
- ⑥ 重度訪問介護事業所 14ヶ所
- ⑦ 同行援護事業所 4ヶ所
- ⑧ 行動援護事業所 4ヶ所
- ⑨ 地域定着支援事業所 5ヶ所（指定一般相談支援事業所）
- ⑩ 生活介護事業所 26ヶ所
- ⑪ 自立訓練（機能訓練）事業所 3ヶ所
- ⑫ 自立訓練（生活訓練）事業所 8ヶ所
- ⑬ 就労移行支援事業所 1ヶ所
- ⑭ 就労継続支援A型事業所 5ヶ所
- ⑮ 就労継続支援B型事業所 15ヶ所
- ⑯ 地域移行支援事業所 5ヶ所（指定一般相談支援事業所）
- ⑰ 共同生活援助事業所 25ヶ所
- ⑱ 施設入所支援事業所 6ヶ所

Ⅲ 拠点等整備の経過

1 拠点等整備の根拠

厚生労働省は、市町村及び都道府県が作成する第4期障害福祉計画が即すべき事項を定める平成26年告示の「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本的な指針」という。）」において、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備による地域生活支援の機能をさらに強化するため、各地域内で、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点「地域生活支援拠点」を平成29年度末までに市町村又は障害福祉圏域に少なくとも1つ整備することとした。

しかし、全国的に取り組みが進まなかったことから、厚生労働省は、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の即すべき事項を定める平成29年告示の「基本的な指針」において、引き続き平成32年度末までに拠点等を少なくとも1つ整備することとし促進を図った。

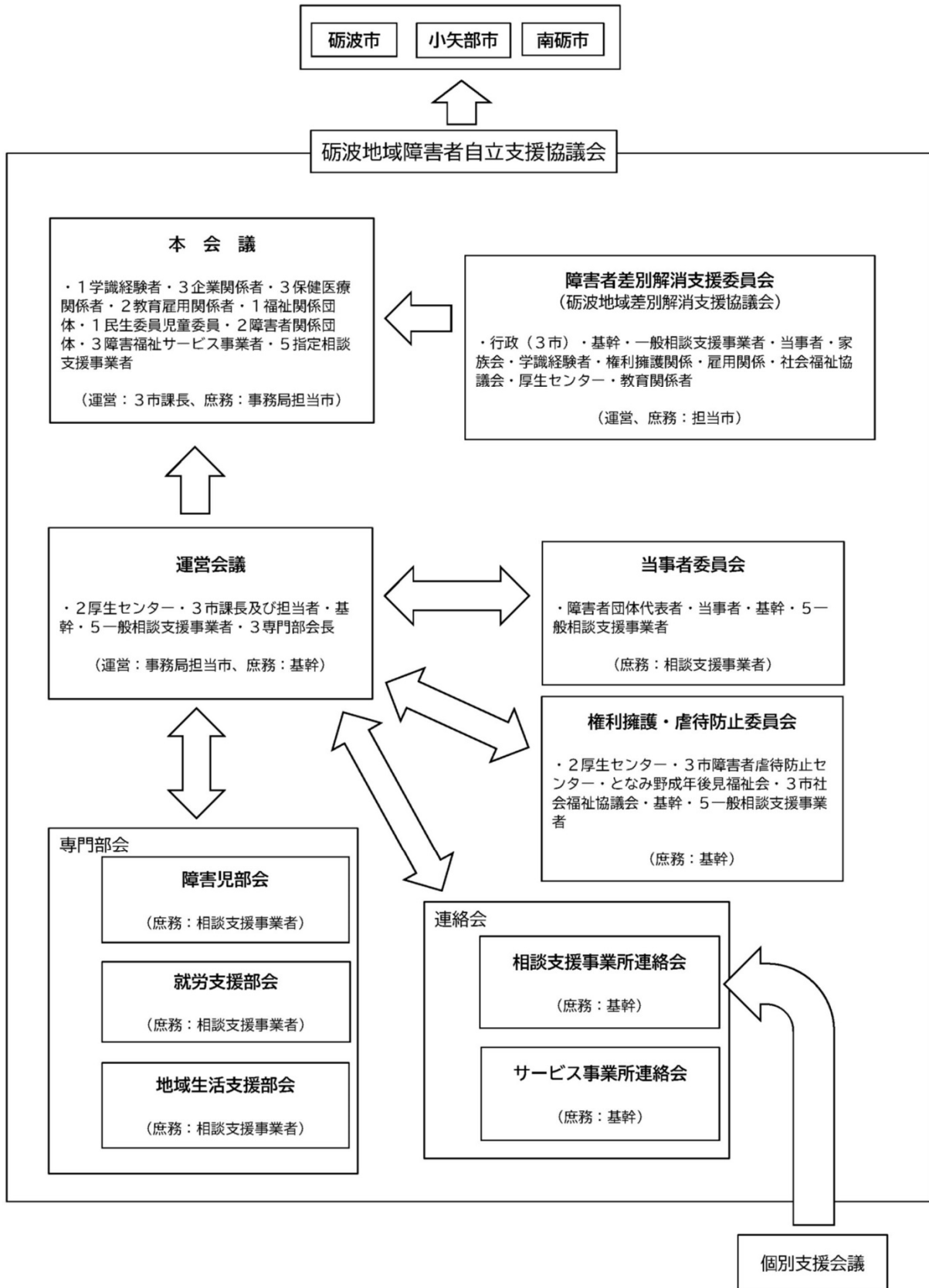
2 砺波圏域における拠点等の整備について

- 砺波市、小矢部市、南砺市における拠点等の整備に向けて話し合いを行った。設置に関しては、障害者自立支援協議会が3市（砺波保健福祉圏域）において運営されていることから、市単独ではなく、3市共同で整備することとした。そして、拠点等の整備に関して、委託相談支援事業所を交えて意見交換する場を設置した。
- 平成29年度、協議会内に「地域生活支援拠点整備検討プロジェクトチーム」（以下「PT」という。）を設置し、砺波市・小矢部市・南砺市の担当者及び圏域内に5事業所ある委託相談支援事業所（障がい者サポートセンターきらり、相談支援センターあい、地域活動支援センターとなみ野、地域活動支援センターひまわり、わくわく小矢部相談支援事業所）により拠点等の整備に向けて検討を行った。
- PTにおいて検討したところ、拠点等の整備は、1つの拠点に集約して地域の障害者を支援する「多機能拠点整備型」ではなく、地域に既存する施設、事業所、病院等が連携して支援する「面的整備型」を行うこととした。
- 拠点等に求められる機能は、①相談、②体験の機会・場の提供、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的な対応、⑤地域の体制づくりであることから、先進地視察（長野県北信地方、富山市、氷見市）などの結果より、当圏域に不足している資源を次の3点とした。
 - ① 障害者基幹相談支援センター
地域の相談支援の拠点となるセンターであり、困難事例の支援、地域の相談支援事業所への専門的指導や助言、人材の育成を行う。
 - ② 安心コーディネーター
こどもから高齢者・障害者などすべての緊急時の相談を受け付け、それぞれの制度へ繋ぐ。
 - ③ 緊急時の受け入れ体制
入院の必要のない障害者の緊急時の居室の通年確保及び専門的な人材による24時間の受け入れ。
- 平成30年11月に協議会へ地域生活支援拠点等の整備方法及び圏域に不足している資源について報告した結果、砺波圏域においては、「面的整備型」とし、「障害者基幹相談支援センターの設

置」及び「緊急時の受け入れ体制の整備」に取り組むこととなった。

- P Tは、障害者基幹相談支援センターの設置に向けて協議を進め、令和元年11月の協議会で「砺波圏域障害者基幹相談支援センター」の運営を社会福祉法人湊明会へ委託し、令和2年5月に開設する案を報告した。
- 令和2年5月1日に砺波圏域障害者基幹相談支援センター（以下「センター」という。）が3市の共同により開設された。また、センターが開設されたことから、協議会のネットワーク体制を令和3年度から別紙のように変更することとした。
 - ⇒ 「緊急時の受け入れ体制の整備」残った整備課題の実現に向けて、協議を進めていく。P Tは、令和2年度末で解散し、令和3年度以降の協議は、3市及びセンターが中心となって行っていく。

砺波地域障害者自立支援協議会ネットワーク体制（案）



IV 必要な機能に関する圏域の具体的な対応

1 相談

(1) 国が示す機能

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネーターや相談その他必要な支援を行う機能

(2) 圏域の対応

- 拠点等としての相談の機能を強化するため、令和2年5月に3市により基幹相談支援センターを開設した。ただし、計画相談支援を行わないものとした。
- 3市、基幹相談支援センター及び5委託相談支援事業所（一般、特定相談支援事業所を有する。）を中心に、5特定相談支援事業所の協力を得て、緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業所等に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行う。

⇒ 令和3年度以降、協議会相談支援事業所連絡会（以下「相談支援事業所連絡会」という。）において、3市を交え次の点を協議する。

- ① 緊急時の支援が見込めない障害者等の把握
- ② 緊急時の受け入れ・対応が生じる可能性がある障害者・児の把握
- ③ 指定短期入所事業者等との連絡・調整方法（障害者・障害児の別に及び緊急時の定義の①から③別に）
- ④ 緊急時の連絡先の整理（障害者と障害児の別に及び緊急時の定義の①から③別に）
- ⑤ 休日夜間等の相談受付者の整理
- ⑥ 緊急時の取り扱いの統一等

⇒ 上記の協議が完了した内容を協議会に報告し、周知する。

⇒ 令和3年度以降、当該5委託相談支援事業所及び5特定相談支援事業所は、3市へ拠点等の登録申請を行う。また、コーディネーターを配置する。

- 緊急時の相談に対する対応は、サービス等利用計画等を作成している者等からの場合は、当該特定相談支援事業所が行う。サービス等利用計画等を作成していない者等からの場合は、3市の障害福祉担当課が行う。なお、休日、夜間の場合は、3市の障害福祉担当課が対応し、その後必要に応じて相談支援事業所に繋ぐ。

⇒ 令和3年度以降、相談支援事業所連絡会において、3市を交え次の点を調整整理する。

- ① 緊急時の相談に対応する者（サービス等利用計画等を作成している場合等）
- ② 緊急時の相談に対応する者（サービス等利用計画等を作成していない場合等）
- ③ 相談の流れ等

⇒ 上記の調整整理が完了した内容を協議会に報告し、周知する。

(3) 圏域内対象事業所

⇒ 拠点等の相談機能を担う事業所は、次の事業所に3市から呼びかけ登録を促す。

① 委託・指定一般・指定特定相談支援事業所

- 1 障がい者サポートセンターきらり
- 2 地域活動支援センターとなみ野
- 3 わくわく小矢部相談支援事業所
- 4 地域活動支援センターひまわり
- 5 相談支援センターあい

② 指定特定相談支援事業所

- 1 聚楽サンガ
- 2 地域生活支援センター すまいる
- 3 特定相談支援事業所 八乙女
- 4 特定相談支援事業所 木の香
- 5 わらび学園

③ その他

(4) サービス等報酬

① H30報酬改定

- 計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費に地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位／回（月4回を限度）を創設

… 拠点等における相談の機能を強化する観点から、相談支援事業所にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合に加算する（サービス等利用計画等を作成していない者の対応を行った場合は、サービス等利用計画等の作成も行う。）。※短期入所事業所への受け入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算する。

また、当該加算は、他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものである。

なお、指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。

当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

2 緊急の受け入れまたは対応

(1) 国が示す機能

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや訪問系サービス、自立生活援助、地域定着支援事業所が必要な緊急の対

応を行う機能

(2) 圏域の対応

① 緊急の受け入れ

- 要支援者又はその家族等からの緊急の要請に基づき、選定された指定短期入所事業所等が速やかに受け入れを行う。

⇒ 令和3年度以降、緊急時の定義の①から③毎に、短期入所事業所等の受け入れ先を協議のうえ選定する。また、受け入れの条件等を確認する。

⇒ 令和3年度以降、緊急の受け入れに伴う障害認定区分の取得、サービス利用計画の作成等の取り扱いについて協議する。

⇒ 令和3年度以降、緊急時に対応する短期入所事業所は、3市へ拠点等の登録申請を行う。

- 短期入所事業者は、緊急の受け入れを依頼された場合、原則として受け入れるものとする。ただし、居室に空きがない場合は、居室以外（処置室や相談室等）で対応する。

⇒ 令和3年度以降、協議会サービス事業所連絡会の短期入所事業所部会において、3市を交え次の点を協議する。

① 緊急の受け入れ方法

② 受け入れ場所等の詳細

- 緊急の短期入所は、緊急短期入所受入加算が適応される7日間を限度とするが、短期入所を依頼した相談支援事業者等が速やかに支援会議を開催し、今後の支援の方向性を決める。

- 短期入所事業所以外の受け入れ先は、緊急の受け入れを依頼された場合、原則として受け入れるものとする。

- 緊急に受け入れる場合、利用者の情報が必要なため、事前に情報提供書を提出してもらう。

- 情報提供書は、特にサービス等利用計画等を作成していない者等からも提出してもらう。

情報提供者は、障害福祉担当課及び委託相談支援事業者が選定し、提出を声かけする。提出された情報提供書は、本人の状況が変化するため、半年を目安に、委託相談支援事業所がモニタリングし情報を更新する。

⇒ 令和3年度以降、相談支援事業所連絡会において、相談機能における協議内容や受け入れ先の条件を踏まえて3市を交え次の点を協議する。

① 情報提供者の選定の範囲

② 情報提供を依頼する方法

③ 情報提供書の内容

④ 情報提供書の保管場所

⑤ 持ち出しの方法等

② 緊急の対応

- 要支援者又はその家族等からの緊急の要請に基づき、選定された居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下「訪問系サービス」という。）、地域定着支援事業所は、速やかにサービス提供等の対応を行う。詳細については、今後協議していく。

⇒ 令和3年度以降、緊急時の定義の①から③毎に、対応する事業所を協議のうえ選定する。また、対応の条件等を整理する。

(3) 圏域内対象事業所

⇒ 拠点等の緊急の受け入れ機能を担う事業所は、次の事業所に3市から呼びかけ登録を促す。

① 短期入所事業所

- 1 富山県立砺波学園
- 2 ゆたか町の家
- 3 障害者支援施設 溪明園からまつ
- 4 障害者支援施設 溪明園あすなろ
- 5 日中サービス支援型ホームこごみ
- 6 障害者支援施設 花椿あおぞら
- 7 障害者支援施設 花椿きらめき
- 8 マーシ園 木の香
- 9 特別養護老人ホーム いなみ
- 10 特別養護老人ホーム 福寿園

② その他

(4) サービス等報酬

① H30報酬改定

- 短期入所サービス費の緊急短期入所受入加算（Ⅰ）を180単位／日、緊急短期入所受入加算（Ⅱ）を270単位／日（利用開始日から7日間を限度）に拡充

… 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。

既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希望している者を受け入れることが困難な場合は、利用希望者に対し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行う。

本加算の算定対象期間は原則として7日以内とする。

- 短期入所サービス費に定員超過特例加算50単位／日（10日間を限度）を創設
- … 緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用者全員につき算定可能とする。短期入所において定員超過特例加算を算定している期間については、定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない。

② R3報酬改定

- 短期入所サービス費に拠点等の事業所の場合+100単位／日（緊急時の受け入れに限らない）を拡充
- … 短期入所のサービス利用の開始日に加算。
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援サービス費の緊急対応加算に拠点等の事業所の場合+50単位／回を拡充
- 自立生活援助サービス費の緊急時支援加算（Ⅰ）、地域定着支援サービス費の緊急時支援費

(I) に拠点等の事業所の場合+50単位/日を拡充

3 体験の機会・場

(1) 国が示す機能

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(2) 圏域の対応

○ 体験利用の対象となる生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域移行支援、施設入所支援事業所から利用可能な事業所を募る。

⇒ 令和3年度以降、3市が募集しまとめる。

⇒ 令和3年度以降、体験利用に対応する生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域移行支援事業所は、3市へ拠点等の登録申請を行う。

○ 体験利用を促進するため、体験の流れのフローシートを作成し、センター及び相談支援事業所を通じ、障害者等に広く周知する。

⇒ 令和3年度以降、相談支援事業所連絡会において、体験の流れのフローシート案を作成し、砺波地域障害者自立支援協議会サービス事業所連絡会（以下「サービス事業所連絡会」という。）において、体験利用の流れ案を3市を交え協議する。

⇒ 令和3年度以降、体験の流れのフローシートの完成後、センターのホームページに掲載するとともに、相談支援事業所を通じて障害者等に配布する。

(3) 圏域内対象事業所

⇒ 拠点等の体験の機会・場機能を担う事業所は、次の事業所に3市から呼びかけ登録を促す。

① 生活介護事業所

- 1 障害福祉サービス事業 砺波事業所 サポートぶらす
- 2 ゆたか町の家
- 3 障害者支援施設 溪明園あすなろ
- 4 障害者支援施設 溪明園からまつ
- 5 多機能型事業所 溪明園めるへん
- 6 障害者支援施設 花椿あおぞら
- 7 障害者支援施設 花椿きらめき
- 8 多機能型事業所 花椿かがやき
- 9 マーシ園 木の香
- 10 マーシ園 八乙女

② 自立訓練（機能訓練）事業所

③ 自立訓練（生活訓練）事業所

- 1 あすみる-Asmile-

- ④ 就労移行支援事業所
 - 1 障害福祉サービス事業所 ワークハウスとなみ野
- ⑤ 就労継続支援A型事業所
 - 1 オアシス砺波
 - 2 新の葉
 - 3 ジュピター
 - 4 ワンダーランド砺波
 - 5 self-A・151A福光
- ⑥ 就労継続支援B型事業所
 - 1 障害福祉サービス事業所 ワークハウスとなみ野
 - 2 障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所油田
 - 3 障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所庄川
 - 4 多機能型事業所 溪明園めるへん
 - 5 障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第一
 - 6 障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第二
 - 7 障害福祉サービス事業所 トライ工房
 - 8 斉藤商店おやべ
 - 9 多機能型事業所 花椿かがやき
 - 10 障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所エルハート城端
 - 11 障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所フレンドハウス福光
 - 12 障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所メイプル福野
 - 13 なんと共同作業所
 - 14 マーシ園すてっぷ
 - 15 みんなの台所・城端
- ⑦ 地域移行支援事業所
 - 1 障がい者サポートセンターきらり
 - 2 地域活動支援センターとなみ野
 - 3 わくわく小矢部相談支援事業所
 - 4 地域活動支援センターひまわり
 - 5 相談支援センターあい
- ⑧ 共同生活援助事業所
 - 1 ホーム庄川（介護サービス包括型）
 - 2 ホーム庄川第2（介護サービス包括型）
 - 3 ホーム東保（介護サービス包括型）
 - 4 たびだち荘（介護サービス包括型）
 - 5 ゆうゆう荘（介護サービス包括型）
 - 6 ホーム十年明（介護サービス包括型）
 - 7 緑心会グループホーム<チャレンジハイツ>（外部サービス利用型）
 - 8 ホームあやこ（介護サービス包括型）
 - 9 ホームいすぎるぎ（介護サービス包括型）

- 10 ホームやつわ（介護サービス包括型）
- 11 日中サービス支援型ホームごごみ（日中サービス支援型）
- 12 共生型グループホームらぶあけぼの（介護サービス包括型）
- 13 ホームあけぼの（介護サービス包括型）
- 14 啓愛会チューリップ（外部サービス利用型）
- 15 溪明会なでしこハウス（外部サービス利用型）
- 16 啓愛会花菖蒲の家（外部サービス利用型）
- 17 啓愛会藤村荘（外部サービス利用型）
- 18 アダージョ（外部サービス利用型）
- 19 グリーン・フォンターナー（外部サービス利用型）
- 20 まつかぜ（外部サービス利用型）
- 21 ホーム柴田屋（介護サービス包括型）
- 22 ホーム柴田屋みなみ（介護サービス包括型）
- 23 ホームたてのがはら（介護サービス包括型）
- 24 ホームふくの実（介護サービス包括型）
- 25 ホーム風の谷（介護サービス包括型）

⑨ 施設入所支援事業所

- 1 障害者支援施設 溪明園からまつ
- 2 障害者支援施設 溪明園あすなろ
- 3 障害者支援施設 花椿あおぞら
- 4 障害者支援施設 花椿きらめき
- 5 マーシ園 木の香
- 6 マーシ園 八乙女

(4) サービス等報酬

① H30報酬改定

- 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型サービス費、地域移行支援給付費の体験利用支援加算を500単位／日（初日から5日目まで）、200単位／日（6日目から15日目まで）に拡充、拠点等の事業所の場合+50単位／日を拡充
- 地域移行支援給付費の体験宿泊加算に拠点等の事業所の場合+50単位／日を創設
- 施設入所支援の体験宿泊支援加算120単位／日を創設

4 専門的人材の確保・養成

(1) 国が示す機能

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(2) 圏域の対応

- センター、相談支援事業所連絡会及びサービス事業所連絡会において研修会を開催し、相談

支援専門員及びサービス従事者の質的向上を図る。

⇒ 令和3年度以降、センターが中心となり、相談支援事業所連絡会及びサービス事業所連絡会も含めた研修会を開催する。

- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修、強度行動障害支援者養成研修等に相談支援専門員やサービス従事者が積極的に参加するよう、協議会等を通じて奨励する。

⇒ 令和3年度以降、協議会の本会議において研修参加の促進を議題とする。

- 福祉人材の確保について、協議会の議題として協議する。

⇒ 令和3年度以降、協議会の本会議の議題とし、新たな部会の設置等も含めて協議する。

(3) サービス等報酬

① H30報酬改定

- 生活介護サービス費に重度障害者支援加算（体制を整えた場合）7単位／日を創設。

… 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしておき、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。

- 生活介護サービス費に重度障害者支援加算（支援を行った場合）180単位／日を創設。

… 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算する。なお、当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できることとする。

5 地域の体制づくり

(1) 国が示す機能

センター、委託相談支援、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(2) 圏域の対応

- 協議会において、地域の支援体制づくりを推進する。

- 計画相談支援、障害児相談支援事業所から地域体制強化共同支援加算に基づき報告された地域課題を協議会で議論する。

- センターの事業である地域の支援体制の強化を通じて、サービス提供体制の充実を図る。

- 協議会の相談支援事業所連絡会及びサービス事業所連絡会において事業所間の連携体制の強化を図っていく。

- 介護等の障害福祉以外のサービスとの連携体制を構築する。

⇒ 令和3年度以降、介護、障害福祉サービスの連携体制を協議会で検討し、体制の構築を図る。

(3) サービス等報酬

① H30報酬改定

- 計画相談支援、障害児相談支援に地域体制強化共同支援加算 2,000単位／月（月1回限度）

を創設

… 当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と障害福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に加算する。

なお、当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましい。

V 今後の事業の推進

地域生活支援拠点等整備の推進については、令和3年3月末時点で未整備なものもあることから、令和3年度以降も引き続き推進のための検討や協議を行い、体制の充実を目指していくものとする。

これまで地域生活支援拠点等整備の検討を進めてきたプロジェクトチームは、本報告書の作成をもって一旦終了する。

今後の砺波地域における地域生活支援拠点等整備の充実や検討については、3市及びセンターで検討し、地域内の障害福祉サービス事業所に働きかけながら推進し、協議会へ進捗状況と併せ報告するものとする。

令和3年度拠点等整備に係る検討事項（案）

1 地域生活支援拠点等事業に係る実施要綱を制定し、拠点等の機能を担う事業所の申請を受け付け、登録する。

(1) 検討理由

地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実のために創設されたサービス等報酬の加算を受けするには、市が要綱に基づき拠点等の機能を担う事業所の申請を受け付け、登録する必要がある。

(2) 検討事項

- ① 実施要綱、提出物、規程記載文、申請の流れ → 3市で協議し、決定
検討中

参考 地域生活支援拠点等として認められた場合の加算

- ① 計画相談支援、障害児相談支援給付費に拠点等の事業所の場合は地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）…H30
- ② 計画相談支援、障害児相談支援給付費に拠点等の事業所の場合は地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回を限度）…H30
- ③ 短期入所サービス費に拠点等の事業所の場合+100単位/日（緊急時の受入れに限らない）…R3
- ④ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援サービス費の緊急対応加算に拠点等の事業所の場合+50単位/回…R3
- ⑤ 自立生活援助、地域定着支援サービス費の緊急時支援費（I）に拠点等の事業所の場合+50単位/日…R3
- ⑥ 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型サービス費の体験利用支援加算に拠点等の事業所の場合+50単位/日…H30
- ⑦ 地域移行支援給付費の体験利用支援加算に拠点等の事業所の場合+50単位/日…H30

2 障害者の緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談等を行うため、緊急時の定義、注意を要する障害者等の把握の内容及び連絡・調整の流れを決定する。

(1) 検討理由

障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行うため、緊急時の定義を決めて共通認識とすること、注意を要する障害者等を把握すること及び相談支援事業者が緊急の事態に迷わず速やかに対応出来るよう連絡・調整の流れを作成しておくことが必要である。

(2) 検討事項

① 緊急時の定義 → 相談支援事業所連絡会において、3市を交え協議する。

ア 日中・夜間を問わず、障害者等が居宅において、その介護を行う者の疾病や冠婚葬祭等その他の理由により、他の親族等の支援

イ 障害者等の緊急の疾病や体調変化による医療的なケア、強度行動障害等の専門的な対応が必要で、介護者等が対応できない状態

ウ 障害者虐待等における緊急保護等の緊急対応が必要な状態

② 事前登録 → 相談支援事業所連絡会において、3市を交え協議する。

ア 緊急時の支援が見込めない障害者等の把握

イ 緊急時の受け入れ・対応が生じる可能性がある障害者・児の把握

ウ 指定短期入所事業者等との連絡・調整方法（障害者・障害児の別に及び緊急時の定義の①から③別に）

エ 緊急時の連絡先の整理（障害者と障害児の別に及び緊急時の定義の①から③別に）

オ 休日夜間等の相談受付者の整理

カ 緊急時の取り扱いの統一等

③ 連絡・調整の流れ → 相談支援事業所連絡会において、3市を交え協議する。

ア 緊急時の相談に対応する者（サービス等利用計画等を作成している場合等）

イ 緊急時の相談に対応する者（サービス等利用計画等を作成していない場合等）

ウ 相談の流れ等

エ 緊急の受け入れに伴う障害認定区分の取得、サービス利用計画の作成等の取り扱い

3 緊急の受け入れ及び対応を促進するため、要支援者の情報提供の方法及び情報提供書の内容を決定するとともに、受け入れ及び対応する事業者を募る。

(1) 検討理由

緊急の受け入れ・対応を行う短期入所事業者、居宅介護事業所等に初めて利用する可能性が高い要支援者の情報を提供するため、その方法及び情報提供書の様式等を決定するとともに、緊急の受け入れ及び対応の事業所を募り、確定する必要がある。

(2) 検討事項

① 情報提供及び情報提供書 → 相談支援事業所連絡会において、3市を交え協議する。

ア 情報提供者の選定の範囲

イ 情報提供を依頼する方法

- ウ 情報提供書の内容
- オ 情報提供書の保管場所
- カ 持ち出しの方法等

② 緊急時の受け入れ先の整理（緊急時の定義ごと） → サービス事業所連絡会（短期入所事業所部会）において、3市を交え協議する。

- ア 受け入れの条件等
- イ 緊急の受け入れ方法
- ウ 受け入れ場所等の詳細

③ 緊急時の対応先の整理（緊急時の定義ごと） → サービス事業所連絡会（短期入所事業所部会）において、3市を交え協議する。

- ア 受け入れの条件等
- イ 緊急の受け入れ方法
- ウ 受け入れ場所等の詳細

4 体験の機会・場を提供する生活介護事業所等を募るとともに、障害者等の活用を促進するため、体験の流れを決定する。

(1) 検討理由

体験の機会・場に対応する生活介護事業所等の情報を広く周知することで障害者等の関心を促すとともに、体験の機会・場の流れを示して相談支援事業者の障害者等に対する声かけを促進するため、体験の機会・場を行う事業者の募集や体験の機会・場の流れを決定する必要がある。

(2) 検討事項

① 事業所の募集 → 体験の機会・場の流れを示し、サービス事業所連絡会での説明を経て、募集する。

- ア 利用条件
- イ 利用定員等

② 体験の機会・場の流れ → 相談支援事業所連絡会において、3市を交え協議し、サービス事業所連絡会で調整する。

検討中

砺波市・小矢部市・南砺市地域生活支援拠点等の整備に関する報告書 概要版

令和3年3月

砺波地域障害者自立支援協議会地域生活支援拠点整備検討プロジェクトチーム

I 地域生活支援拠点等の整備

1 目的

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

2 定義

(1) 障害者等の緊急時とは

① 日中・夜間を問わず、障害者等が居宅において、その介護を行う者の疾病や冠婚葬祭等その他の理由により、他の親族等の支援も得られず、緊急に介護が受けられない状態	⇒ 砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）において、緊急時の定義を協議し決定するとともに、共通認識を図る。
② 障害者等の緊急の疾病や体調変化による医療的なケア、強度行動障害等の専門的な対応が必要で、介護者等が対応できない状態	
③ 障害者虐待等における緊急保護等の緊急対応が必要な状態	

(2) 拠点等の機能を担う事業所とは

障害福祉サービス等報酬における拠点等の機能を担う事業所は、事業所の運営規程に拠点等の各種機能を実施することを規定し、市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認め登録したもの	⇒ 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下「3市」という。）が（仮称）市地域生活支援拠点等事業実施要綱を制定し、拠点等の機能を担う事業所の申請を受け付け、登録する。
-----------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

II 拠点等整備の経過

1 拠点等整備の根拠

厚生労働省の平成26年告示の「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本的な指針」という。）」及び平成29年告示の「基本的な指針」による。

2 砺波圏域における拠点等の整備について

- 3市における拠点等の整備に向けて話し合い、共同で整備することとした。
- 平成29年度、協議会内に「地域生活支援拠点整備検討プロジェクトチーム」（以下「PT」という。）を設置し、拠点等の整備に向けて検討を行った。
- PTにおいて、拠点等の整備は、「多機能拠点整備型」ではなく、「面的整備型」を行うこととし、当圏域に不足している資源を①障害者基幹相談支援センター、②安心コーディネーター、③緊急時の受け入れ体制の3点とした。
- 平成30年11月の協議会で、「面的整備型」とし、「障害者基幹相談支援センターの設置」及び「緊急時の受け入れ体制の整備」に取り組むこととなった。
- PTは、令和元年11月の協議会で「砺波圏域障害者基幹相談支援センター」の運営を社会福祉法人湊明会へ委託し、令和2年5月に開設する案を報告した。
- 令和2年5月1日に砺波圏域障害者基幹相談支援センター（以下「センター」という。）が3市の共同により開設された。

III 必要な機能に関する圏域の具体的な対応

1 相談

(1) 国が示す機能…基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

(2) 圏域の対応

○ 拠点等としての相談の機能を強化するため、令和2年5月に3市により基幹相談支援センターを開設した。	
○ 3市、基幹相談支援センター及び5委託相談支援事業所を中心に、5特定相談支援事業所の協力を得て、緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業所等に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行う。	⇒ 協議会相談支援事業所連絡会（以下「相談支援事業所連絡会」という。）において、3市を交え次の点を協議する。 ① 緊急時の支援が見込めない障害者等の把握 ② 緊急時の受け入れ・対応が生じる可能性がある障害者・児の把握 ③ 指定短期入所事業者等との連絡・調整方法（障害者・障害児の別に及び緊急時の定義の①から③別に） ④ 緊急時の連絡先の整理（障害者と障害児の別に及び緊急時の定義の①から③別に） ⑤ 休日夜間等の相談受付者の整理 ⑥ 緊急時の取り扱いの統一等
○ 緊急時の相談に対する対応は、サービス等利用計画等を作成している者等からの場合は、当該特定相談支援事業所が行う。サービス等利用計画等を作成していない者等からの場合は、3市の障害福祉担当課が行う。なお、休日、夜間の場合は、3市の障害福祉担当課が対応し、その後必要に応じて相談支援事業所に繋ぐ。	⇒ 相談支援事業所連絡会において、3市を交え次の点を調整整理する。 ① 緊急時の相談に対応する者（サービス等利用計画等を作成している場合等） ② 緊急時の相談に対応する者（サービス等利用計画等を作成していない場合等） ③ 相談の流れ等

(3) サービス等報酬

① H30報酬改定

- 計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費に地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）を創設

2 緊急の受け入れまたは対応

(1) 国が示す機能…短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや訪問系サービス、自立生活援助、地域定着支援事業所が必要な緊急の対応を行う機能

(2) 圏域の対応

① 緊急の受け入れ

○ 要支援者又はその家族等からの緊急の要請に基づき、選定された指定短期入所事業所等が速やかに受け入れを行う。	⇒ 緊急時の定義の①から③毎に、短期入所事業所等の受け入れ先を協議のうえ選定する。また、受け入れの条件等を確認する。 ⇒ 緊急の受け入れに伴う障害認定区分の取得、サービス利用計画の作成等の取り扱いについて協議する。
○ 短期入所事業者は、緊急の受け入れを依頼された場合、原則として受け入れるものとする。ただし、居室に空きがない場合は、居室以外（処置室や相談室等）で対応する。	⇒ 協議会サービス事業所連絡会の短期入所事業所部会において、3市を交え次の点を協議する。 ① 緊急の受け入れ方法 ② 受け入れ場所等の詳細
○ 緊急の短期入所は、緊急短期入所受入加算が適応される7日間を限度とするが、短期入所を依頼した相談支援事業者等が速やかに支援会議を開催し、今後の支	⇒ 相談支援事業所連絡会において、相談機能における協議内容や受け入れ先の条件を踏まえて3市を交え次の点を協議する。

<p>援の方向性を決める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 短期入所事業所以外の受け入れ先は、緊急の受け入れを依頼された場合、原則として受け入れるものとする。 ○ 緊急に受け入れる場合、利用者の情報が必要なため、事前に情報提供書を提出してもらう。 ○ 情報提供書は、特にサービス等利用計画等を作成していない者等からも提出してもらう。情報提供者は、障害福祉担当課及び委託相談支援事業者が選定し、提出を声かけする。提出された情報提供書は、本人の状況が変化するため、半年を目安に、委託相談支援事業所がモニタリングし情報を更新する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報提供者の選定の範囲 ② 情報提供を依頼する方法 ③ 情報提供書の内容 ④ 情報提供書の保管場所 ⑤ 持ち出しの方法等
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 緊急の対応

<ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援者又はその家族等からの緊急の要請に基づき、選定された居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下「訪問系サービス」という。）、地域定着支援事業所は、速やかにサービス提供等の対応を行う。詳細については、今後協議していく。 	<p>⇒ 令和3年度以降、緊急時の定義の①から③毎に、対応する事業所を協議のうえ選定する。また、対応の条件等を整理する。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------

(3) サービス等報酬

① H30報酬改定

- 短期入所サービス費の緊急短期入所受入加算（Ⅰ）を180単位／日、緊急短期入所受入加算（Ⅱ）を270単位／日（利用開始日から7日間を限度）に拡充
- 短期入所サービス費に定員超過特例加算50単位／日（10日間を限度）を創設

② R3報酬改定

- 短期入所サービス費に拠点等の事業所の場合+100単位／日（緊急時の受け入れに限らない）を拡充
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援サービス費の緊急対応加算に拠点等の事業所の場合+50単位／回を拡充
- 自立生活援助サービス費の緊急時支援加算（Ⅰ）、地域定着支援サービス費の緊急時支援費（Ⅰ）に拠点等の事業所の場合+50単位／日を拡充

3 体験の機会・場

- (1) 国が示す機能…地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(2) 圏域の対応

<ul style="list-style-type: none"> ○ 体験利用の対象となる生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域移行支援、施設入所支援事業所から利用可能な事業所を募る。 	<p>⇒ 3市が募集しまとめる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 体験利用を促進するため、体験の流れのフローシートを作成し、センター及び相談支援事業所を通じ、障害者等に広く周知する。 	<p>⇒ 相談支援事業所連絡会において、体験の流れのフローシート案を作成し、砺波地域障害者自立支援協議会サービス事業所連絡会（以下「サービス事業所連絡会」という。）において、体験利用の流れ案を3市を交え協議する。</p> <p>⇒ 体験の流れのフローシートの完成後、センターのホームページに掲載するとともに、相談支援事業所を通じて障害者等に配布する。</p>

(3) サービス等報酬

① H30報酬改定

- 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型サービス費、地域移行支援給付費の体験利用支援加算を500単位／日（初日から5日目まで）、200単位／日（6

日目から15日目まで)に拡充、拠点等の事業所の場合+50単位/日を拡充

- 地域移行支援給付費の体験宿泊加算に拠点等の事業所の場合+50単位/日を創設
- 施設入所支援の体験宿泊支援加算120単位/日を創設

4 専門的人材の確保・養成

(1) 国が示す機能…医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(2) 圏域の対応

○ センター、相談支援事業所連絡会及びサービス事業所連絡会において研修会を開催し、相談支援専門員及びサービス従事者の質的向上を図る。	⇒ センターが中心となり、相談支援事業所連絡会及びサービス事業所連絡会も含めた研修会を開催する。
○ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修、強度行動障害支援者養成研修等に相談支援専門員やサービス従事者が積極的に参加するよう、協議会等を通じて奨励する。	⇒ 協議会の本会議において研修参加の促進を議題とする。
○ 福祉人材の確保について、協議会の議題として協議する。	⇒ 協議会の本会議の議題とし、新たな部会の設置等も含めて協議する。

(3) サービス等報酬

① H30報酬改定

- 生活介護サービス費に重度障害者支援加算(体制を整えた場合)7単位/日を創設。
- 生活介護サービス費に重度障害者支援加算(支援を行った場合)180単位/日を創設。

5 地域の体制づくり

(1) 国が示す機能…センター、委託相談支援、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(2) 圏域の対応

○ 計画相談支援、障害児相談支援事業所から地域体制強化共同支援加算に基づき報告された地域課題を協議会で議論する。	⇒ 介護、障害福祉サービスの連携体制を協議会で検討し、体制の構築を図る。
○ センターの事業である地域の支援体制の強化を通じて、サービス提供体制の充実を図る。	
○ 協議会の相談支援事業所連絡会及びサービス事業所連絡会において事業所間の連携体制の強化を図っていく。	

(3) サービス等報酬

① H30報酬改定

- 計画相談支援、障害児相談支援に地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月(月1回限度)を創設

IV 今後の事業の推進

地域生活支援拠点等整備の推進については、令和3年3月末時点で未整備なものもあることから、令和3年度以降も引き続き推進のための検討や協議を行い、体制の充実を目指していくものとする。

これまで地域生活支援拠点等整備の検討を進めてきたプロジェクトチームは、本報告書の作成をもって一旦終了する。

今後の砺波地域における地域生活支援拠点等整備の充実や検討については、3市及びセンターで検討し、地域内の障害福祉サービス事業所に働きかけながら推進し、協議会へ進捗状況と併せ報告するものとする。